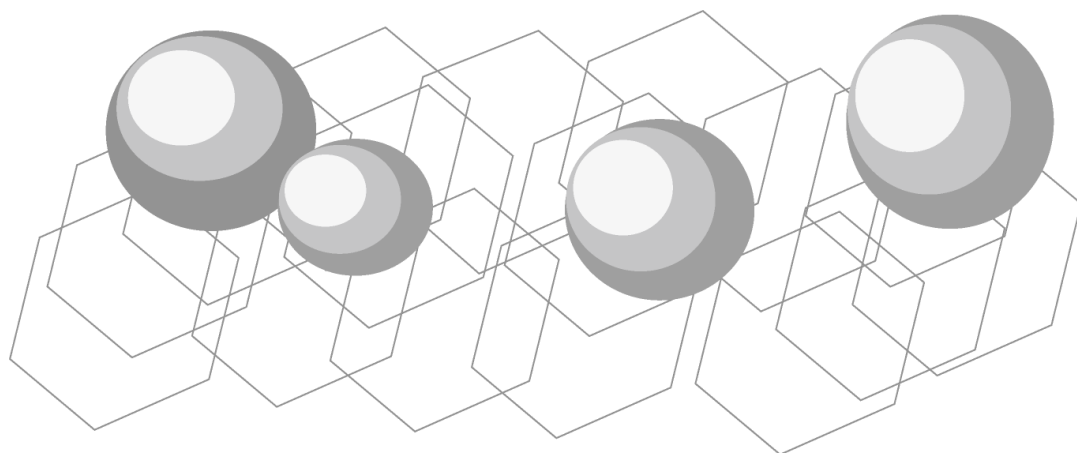


みんなの 電子申告

国 税 庁
電子申告システム
e-Tax 連携対応



〈令和 2 年分 e-Tax 連携オプション〉

操作マニュアル

はじめに

本書では「みんなの電子申告〈令和2年分 e-Tax 連携オプション〉」の操作方法について説明しています。

本製品の使用に際しましては、以下の点にご注意ください。

- ・ 本製品の著作権はソリマチ株式会社にあります。
- ・ 本製品の複製は、お客様自身の使用目的以外、いかなる場合でも禁じられています。
- ・ 本製品を使用した結果につきましては、弊社は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 本製品のプログラムおよびマニュアルなどの内容の一部または全部を、どのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・複製などを行うことは禁じられています。
- ・ 本製品の仕様およびマニュアルなどの内容は、将来予告なしに変更することがあります。
- ・ 本製品のマニュアルの内容は、製作時点の法令に基づいています。
- ・ 本製品のマニュアルの内容は、本製品の操作に関する内容が中心になります。
Windows の操作については専門の書籍を参考にしてください。
- ・ 本製品のマニュアルは、Windows 10 での画面および操作を基準としております。
- ・ 本製品のマニュアルで使用しております画面などは開発中のものですので、変更される場合があります。
- ・ 本製品のマニュアルの画面上で使用されておりますデータは架空のデータです。

※Windows は米国マイクロソフトコーポレーションの米国およびその他の国における商標です。
※その他、記載されている商品名は、各社の商標または登録商標です。

本書の記号類

 **注意** : 操作中の注意事項について説明しています。

 **ポイント** : 知っておくと役に立つ情報を説明しています。

本製品に対応しているソリマチ製品

本製品に対応しているソリマチ製品は、以下の製品です。

会計製品	会計王 2 0 / 会計王 2 1 会計王 2 0 PRO / 会計王 2 1 PRO 会計王 2 0 NPO 法人スタイル / 会計王 2 1 NPO 法人スタイル 会計王 2 0 介護事業所スタイル / 会計王 2 1 介護事業所スタイル みんなの青色申告 2 0 / みんなの青色申告 2 1 農業簿記 1 1
確定申告製品	みんなの確定申告〈令和2年分申告用〉 みんなの確定申告 SAAG Edition〈令和2年分申告用〉

※会計製品は、最新のサービスパックを適用している場合のみ対応します。

目次

はじめに

目次

第 1 章 本システムの概要と処理手順 1

1. みんなの電子申告の概要 2

- 運用イメージ 2
- 本システムから e-Tax ソフトに組み込める帳票 3

2. 起動と終了 5

- 本システムを起動するには 5
- 本システムを終了するには 6
- 最新のプログラムに更新する 7

第 2 章 運用方法 9

1. メイン画面の説明 10

- メニュー部、申告部について 10
- データ一覧部について 12
- 取り込んだデータを絞り込むには 13
- 取り込んだデータを削除するには 14

2. 運用の流れ 15

3. 新規作成(データの取り込み) 18

- 提出先税務署の一括入力について 19
- こんなときは 20

4. e-Tax 情報の確認と修正 23

- e-Tax 情報を設定・確認する 24
- 出力帳票を確認する 25
- こんなときは 26

5. 申告・申請処理 27

- 申告・申請等ファイルを作成する 27
- e-Tax ソフトにファイルを組み込む 30
- こんなときは 32

第 1 章

本システムの概要と
処理手順

1. みんなの電子申告の概要

「みんなの電子申告〈令和2年分 e-Tax 連携オプション〉」(以降、本システム)は、国税電子申告・納税システム「e-Tax ソフト」とソリマチ製品(「はじめに」参照)を連携させるためのオプションソフトです。

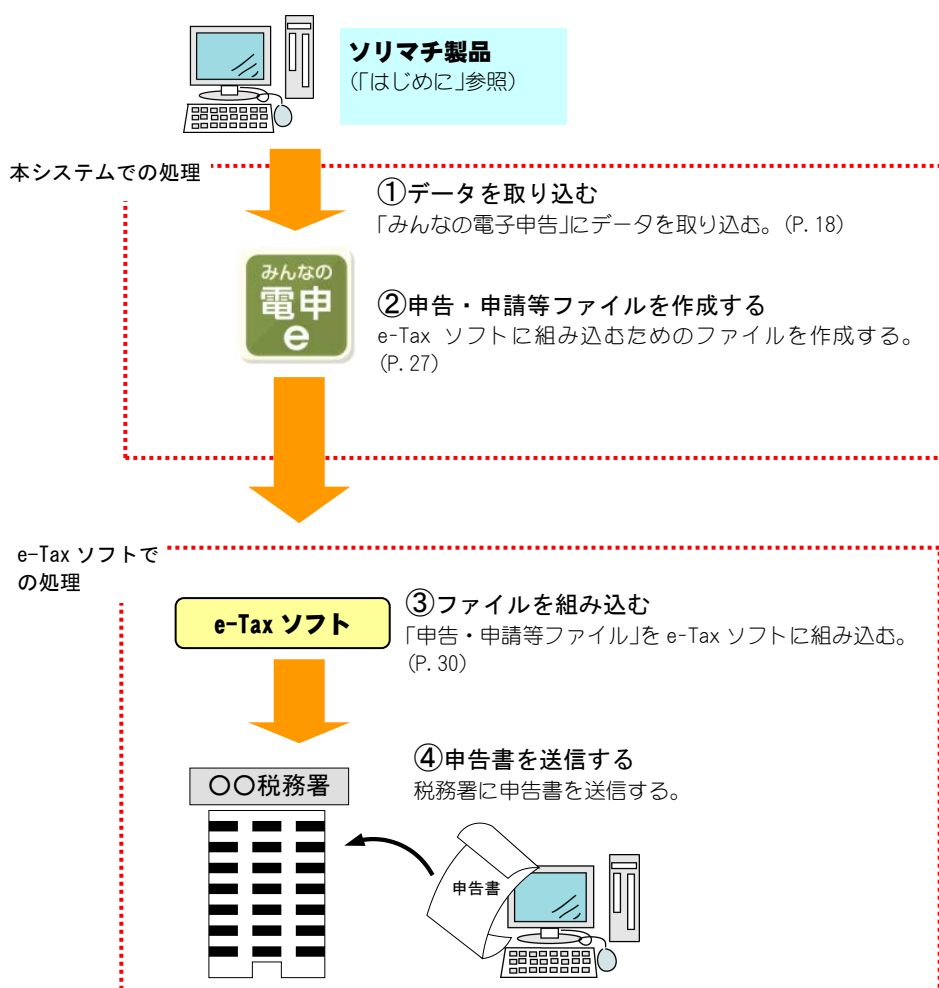
ソリマチ製品へ入力したデータを利用して、お客様ご自身で電子申告ができるため、税務署へ出向く必要がありません。

e-Tax ソフトについてのご質問は、所轄の税務署にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

※事前に、e-Tax ソフトを国税庁ホームページからダウンロードしてインストールしておく必要があります。

※弊社では、「みんなの電子申告」の操作に関することのみサポートしています。e-Tax ソフトに関しましては弊社ではサポートしていません。

■運用イメージ



■本システムから e-Tax ソフトに組み込める帳票

本システムでは、以下の帳票の申告・申請等ファイルを出力します。

※申告・申請等ファイルを出力するには、ソリマチ製品(「はじめに」の「本製品に対応しているソリマチ製品」)がパソコン内にインストールされている必要があります。

	帳票	申告に必要な ソリマチ製品
所得税の申告	所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A (第一表・第二表) 所得税及び復興特別所得税の_申告書 B (第一表・第二表) 所得税及び復興特別所得税の_申告書 (分離課税用) (第三表) 所得税及び復興特別所得税の_申告書 (損失申告用) (第四表 (一)・(二)) 所得税及び復興特別所得税の修正申告書 (別表) (第五表) 損益の通算の計算書 肉用牛の売却による所得の税額計算書 (兼確定申告書付表) 所得の内訳書 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 政党等寄附金特別控除額の計算明細書 医療費控除の明細書 セルフメディケーション税制の明細書 住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成 29 年 4 月 1 日以後用) 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書 認定 NPO 法人等寄附金特別控除額の計算明細書 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 社会保険料等に係る控除証明書等の記載事項 医療費に係る使用証明書等の記載事項 (おむつ証明書など) 雑損控除に係る領収書等の記載事項 寄附金の受領証等の記載事項 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の記載事項 申告書等送信票 (兼送付書)	確定申告製品
	青色申告決算書 (一般用) 青色申告決算書 (農業所得用) 青色申告決算書 (不動産所得用) 収支内訳書 (一般用) 収支内訳書 (農業所得用) 収支内訳書 (不動産所得用) 申告書等送信票 (兼送付書)	会計製品

※本システムは、準確定申告書の電子申告には対応しておりません。必要な場合は、e-Tax ソフトをご利用ください。

消費税の申告についての帳票は次ページに記載しています。

消費税の申告	消費税及び地方消費税の申告書（一般用） 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用） 消費税及び地方消費税の申告書別表（特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書） 付表 1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 付表 2-（2）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表 4 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表 5 控除対象仕入税額の計算表 付表 5-（2）控除対象仕入税額の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表 1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表 1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表 1-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 付表 2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表 2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表 2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 付表 4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表 4-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表 4-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 付表 5-1 控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表 5-2 控除対象仕入税額等の計算表【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】 付表 5-3 控除対象仕入税額等の計算表 課税資産の譲渡等の対価の額の計算表【軽減売上割合（10 営業日）を使用する課税期間用】 課税資産の譲渡等の対価の額の計算表【小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用】 課税仕入れ等の税額の計算表【小売等軽減売上割合を使用する課税期間用】 消費税の還付申告に関する明細書（法人用） 消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用） 仕入控除税額に関する明細書（法人用） 仕入控除税額に関する明細書（個人事業者用）	会計製品
--------	---	------

※申告する課税期間に対応したソリマチ製品をお持ちでない場合、本システムではその期間の帳票の申告・申請等ファイルは出力できません。

2. 起動と終了

■本システムを起動するには

- ① デスクトップ画面から本システムのアイコンをダブルクリックします。

その他の起動方法

各製品のメニューから選択することもできます。

※製品によって選択するメニューが異なります。

会計王シリーズ／みんなの青色申告

個人事業の場合：[決算]または[消費税]－[電子申告]

法人事業の場合：[消費税]－[電子申告]

農業簿記1.1

個人事業の場合：[申告]－[決算書]または[消費税]－[みんなの電子申告]

法人事業の場合：[決算]－[決算書等]－[みんなの電子申告]

みんなの確定申告

[申告書]－[電子申告 (e-Tax 連携オプション)]

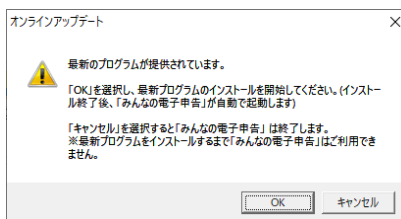


みんなの電子申告

- ② 本製品のプログラムに更新がある場合は、「オンラインアップデート」画面が表示されます。

「OK」ボタンをクリックし、最新プログラムをインストールしてください。

詳しくは、「■最新のプログラムに更新する」(P. 7)をご覧ください。



- ③ 本システムが起動します。

※令和元年度分のみみんなの電子申告を使用していた場合は、この画面の前に「データ更新」画面(P. 6)が表示されます。



令和元年分のみんなの電子申告を使用していた場合

※令和元年分のみんなの電子申告⇒以降、旧バージョン

本システムと同じパソコンに旧バージョンをインストールしている場合は、旧バージョンで入力した申告者情報や提出先税務署情報を、本システムへそのまま引き継ぐことができます(旧バージョンをアンインストールしていた場合でも引き継げます)。

本システムを初めて起動した時、「データ更新」画面が表示されます。旧バージョンで取り込んだ会計データは前年度のものなので、ここで本年度のデータを選択して「設定」ボタンをクリックします。設定したデータが取り込まれた状態でメイン画面が表示されます。

旧バージョンで入力した情報がそのまま引き継がれますので、一度入力した住所や氏名などを再度入力する手間が省けます。

■本システムを終了するには

「ソリマチ みんなの電子申告」画面で、「終了」ボタンをクリックします。

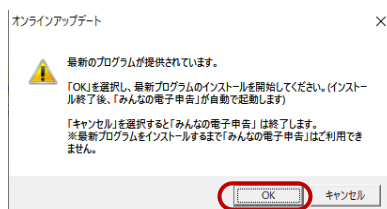


■ 最新のプログラムに更新する

本製品は起動時にプログラムの更新(アップデート)があるかチェックを行います。

更新があった際は右の画面が表示されます。

OK ボタンをクリックすると、サービスバック(最新プログラム)がダウンロードされ、製品を最新の状態に更新することができます。

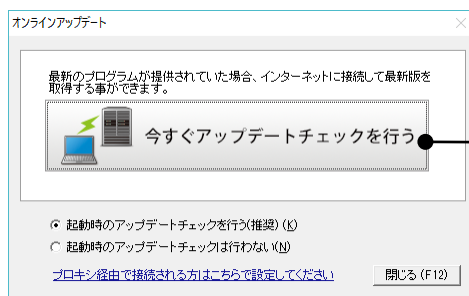


注 意

- ・ アップデートを実行できるのは、「コンピューターの管理者」権限を有するユーザーでWindowsにログインしている場合のみです。
- ・ アップデートはインターネット回線を通じて行われます。インターネットへの接続方法に関しましては、お使いのコンピューター・ネットワーク機器の製造元、または加入しているインターネットサービスプロバイダー・サーバー管理者・ネットワーク管理者にお問い合わせください。

オンラインアップデートに関する設定を変更するには

メイン画面の「オンラインアップデート」ボタンをクリックすると、[オンラインアップデート]画面が表示されます。



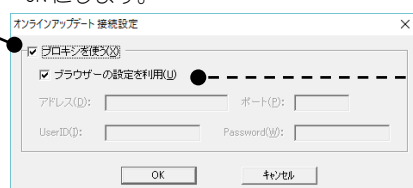
チェックを開始
表示される画面に
従って操作します。

起動時のアップデート チェックを行う(推奨)	本製品の起動時にアップデートチェックを行う場合に選択します。
起動時のアップデート チェックは行わない	次回の起動から起動時のアップデートチェックを行わない場合に 選択します。

プロキシサーバーを使用している場合

「オンラインアップデート」画面で「プロキシ経由で～」をクリックします。

ON にします。



ブラウザーの設定を利用する場合は、ON にします。
OFF にした場合は、「アドレス」「ポート」「User ID」「Password」を必要に応じて入力します。

第 2 章

運用方法

1. メイン画面の説明

ここでは、「ソリマチみんなの電子申告」画面(以降、メイン画面)の説明をします。
本システムを起動すると、以下の画面が表示されます。



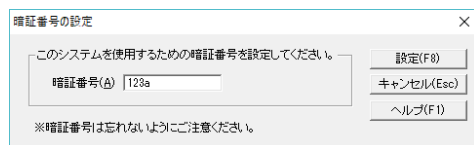
■メニュー部、申告部について

ここでは、画面上部にあるメニュー部と申告部について説明します。

メニュー部には、暗証番号の設定やオンラインアップデートなど、本システムを便利に使用するための機能ボタンが表示されています。

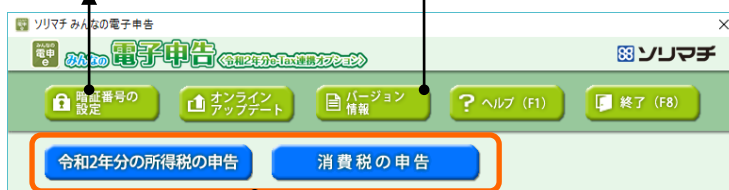
申告部には、各申告書データを作成するボタンが表示されています。

暗証番号を設定することで、本システムの使用を制限できます。(P. 11)
4桁以内の英数字を入力します。



※入力した暗証番号は忘れないようメモすることをお勧めします。

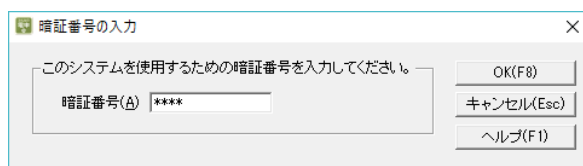
本システムのバージョン情報が表示されます。(P. 11)



電子申告を行うデータを取り込み、申告の準備ができれば
申告したい処理のボタンをクリックします。
「申告・申請処理確認」画面が表示されます。(P. 28-③)

暗証番号を設定した場合

本システムを起動すると、メイン画面の前に以下の画面が表示されます。
設定した暗証番号を入力して、「OK」ボタンをクリックします。



暗証番号の入力

このシステムを使用するための暗証番号を入力してください。

暗証番号(A) ****

OK(F8)

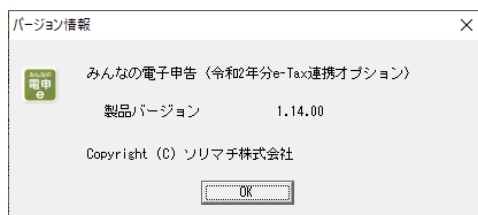
キャンセル(Esc)

ヘルプ(F1)

※暗証番号の設定を解除したい場合は、「暗証番号の設定」画面(P. 10)を開き、暗証番号を空欄にしたまま「設定」ボタンをクリックします。

バージョン情報を確認する

メイン画面で「バージョン情報」ボタンをクリックすると、本システムの製品バージョン情報が確認できます。



バージョン情報

みんなの電子申告（令和2年分e-Tax連携オプション）

製品バージョン 1.14.00

Copyright (C) ソリマチ株式会社

OK

■データ一覧部について

ここでは、画面中部にあるデータ一覧部について説明します。

「データ一覧」には、ソリマチ製品から取り込んだデータが表示されます。

データは、住所や氏名で絞り込むことができます。

取り込んだデータを住所や氏名で絞り込むことができます。(P. 13)

まず、新規作成ボタンで電子申告するデータを設定してください。申告したいデータの「選択」欄にチェックをつけ、ご希望の申告ボタンをクリックすると電子申告用データが出力できます。

データ一覧 新規作成(F2) 修正(F3) 削除(F4) 全選択(F5) 全解除(F6)

選択	利用登録番号	氏名	会社製品	清算期申告	状態
	住所		確定申告製品	前掲期申告	
	1231-2312-3123-1231	反町 一郎	会計士〇〇(ソリマチ電気店 20XX年	2帳票出力	未
	東京都品川区南五反田1丁目1-1			2帳票出力	未

ソリマチ製品のデータを取り込みます。(P. 18)

電子申告に必要な情報を入力したり、出力帳票を確認します。(P. 23)

処理を選択してください。

スクロールバーを右に移動させると、「提出先税務署」欄が表示されます。

製品	状態	提出先税務署
申告製品		
マチ電気店 20XX年	未	品川
	未	品川

📖 ポイント

・「データ一覧」の「状態」欄について

帳票ごとの最終出力日時のうち、一番新しい日時が表示されます。
データを新規に取り込んだときの「状態」は「未」となっています。

状態	状態
未	20XX/2/12
未	20XX/2/12

・セルに収まらなかった文字(氏名・住所など)を確認するには

右画面のように、氏名や住所が一つのセル(欄)に収まらない場合、セル上にマウスカーソルを合わせると、全てが表示されます。

選択	利用登録番号	氏名	住所
	1140-1401-4014-0140	木村 広	会計士
	東京都品川区南五反田1丁目5-6-25-75	ソリック電気ビル1	
	東京都品川区南五反田1丁目5-6-25-75	ソリック電気ビル1階	

■ 取り込んだデータを絞り込むには

本システムでは、取り込んだデータを氏名や住所で絞り込みます。

以下の入力欄に氏名や住所を入力して「検索」ボタンをクリックすると、取り込んだデータの中からその氏名や住所に該当するデータを絞り込みます。

複数の申告者から同じ苗字や特定の住所の申告者を絞り込んで表示させたい場合などに便利です。

選択	利用簿識別番号	氏名	会計製品	消費税申告	状態
	1231-2312-3123-1231	反町 一郎	会計主○○(ソリマチ電気店 20XX年)	2帳票出力	未
		東京都品川区南五反田1丁目1-1		2帳票出力	未

※絞り込みを解除したい場合は、入力欄の文字を削除して空欄にした状態で「検索」ボタンをクリックします。

🚩 注 意

・氏名、住所以外では絞り込めません。

■取り込んだデータを削除するには

削除の方法は、単一削除と一括削除のどちらかを選択できます。

削除したいデータにカーソルを合わせて「削除」ボタンをクリックすると、「削除処理の選択」画面が表示されます。

複数の申告者を一度に削除する場合は一括削除が便利です。

※この操作で、ソリマチ製品側のデータが削除されることはありません。

2

1

削除処理の選択

削除処理を選択してください。

単一削除(D) 一括削除(D) キャンセル[Esc]

単一削除の場合

「データ一覧」にて現在カーソルがあるデータが削除の対象になります。

(上記画面では反町一郎さんが削除の対象)

「単一削除」ボタンをクリックすると、削除していかどうかの確認画面が表示されます。「はい」ボタンをクリックするとデータが削除されます。

※削除の対象かどうかの判断は、「選択」欄の「✓」の有無ではありませんので注意してください。

ソリマチ e-Tax連携オプション

「1231-2312-3123-1231 反町 一郎」を削除します。

よろしいですか？

はい(Y)
いいえ(N)

一括削除の場合

「データ一覧」の「選択」欄が「✓」になっているすべてのデータが削除の対象になります。

(上記画面では反町一郎さんと稲庭吾郎さんが削除の対象)

「一括削除」ボタンをクリックすると、削除していかどうかの確認画面が表示されます。「はい」ボタンをクリックすると、選択したデータが一括で削除されます。

※データが 1 つも選択されていない場合は、一括削除できません。

ソリマチ e-Tax連携オプション

選択されている2件のデータを削除します。

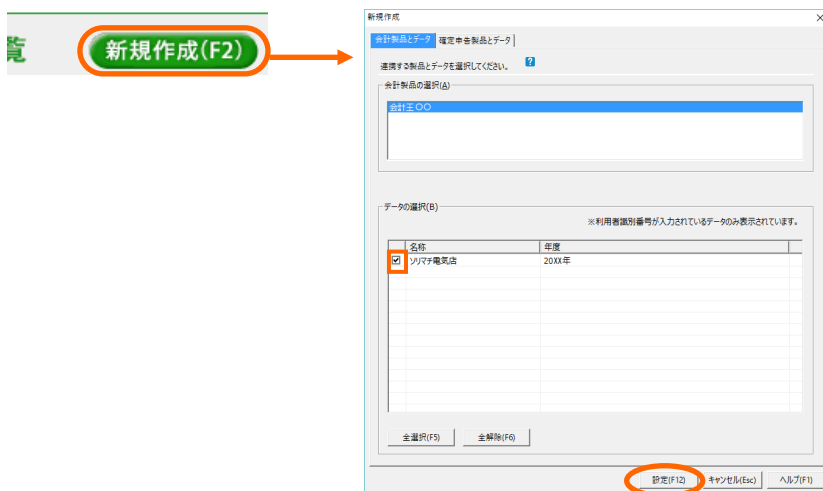
よろしいですか？

はい(Y)
いいえ(N)

[illegible]

100

1. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 284: 2689-2694.



© 2006 The Authors
Journal compilation © 2006 Blackwell Publishing Ltd

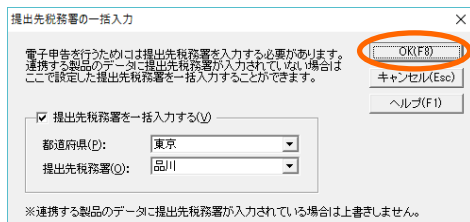


TABLE 1. *Continued*

③ e-Tax 情報を入力する (P. 23)

メイン画面の「修正」ボタン「修正」画面で、タブごとに項目を入力します。

2) **修正(F3)**

④ 申告・申請等ファイルを作成する (P. 27)

メイン画面の各申告ボタン「申告・申請処理確認」画面で、「申告・申請処理を実行する」ボタンをクリックします。

申告・申請処理確認

選択されたデータに対する「令和2年分の所得税の申告」を行います。

年分(B): 令和 2020

帳票の出力先(O): C:\Users\sscript\Documents\We-taxデータ

※このフォルダーへ出力されたファイルを国税庁のe-Taxソフトで取り込みます。
ファイル名の形式: 利用者識別番号_氏名_所得税_20200210.txt

申告・申請処理を実行する(S)

☐ 青色申告決算書を出力する際に、青色申告特別控除が10万円であっても償却額表を出力する(L)

☒ 代理人(税理士)等の情報(O)

国税庁のe-Taxソフトを起動する(S)

国税庁の e-Tax ソフトが起動します。

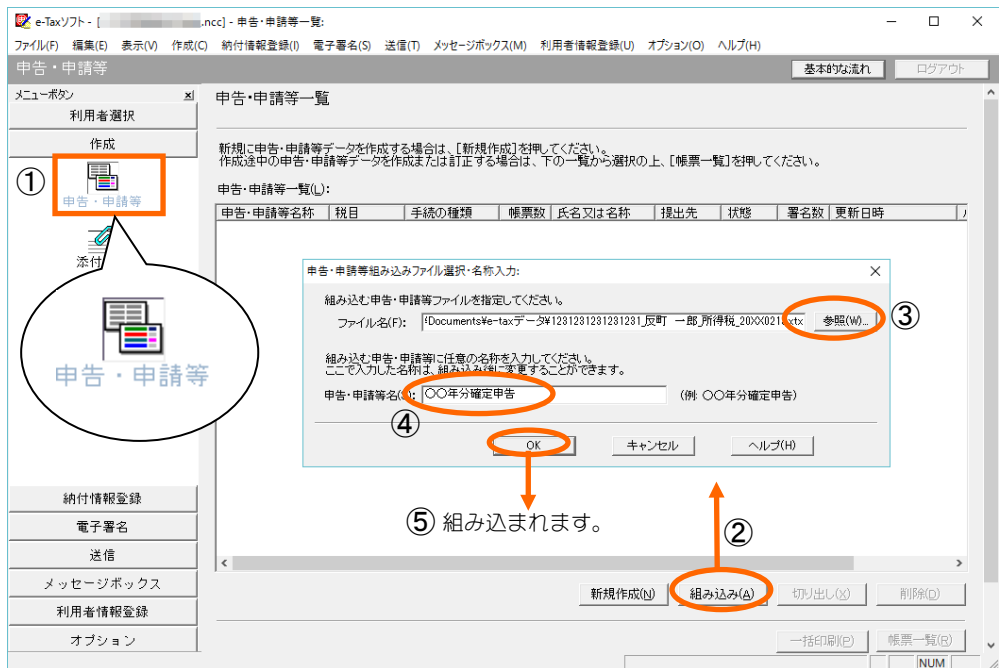
ここまでの、本システムでの処理です。

⑤からは、e-Tax ソフトでの処理になります。

⑤ e-Tax ソフトへ申告・申請等ファイルを組み込む (P. 30)

e-Tax ソフトのメニューボタンから「作成」-「申告・申請等」を選択して、「組み込み」ボタンをクリックします。

表示された画面の「参照」ボタンで本システムで作成された申告・申請ファイル名を指定し、申告・申請等名を入力して「OK」ボタンをクリックします。



これで、e-Tax ソフトに申告・申請等ファイルが組み込まれました。
この後の操作は、e-Tax ソフトの説明に従ってください。

3. 新規作成(データの取り込み)

本システムをインストールしたら、必ずはじめに新規作成(データの取り込み)をしてください。データを取り込まないと、e-Tax ソフトとの連携ができません。

メイン画面で「新規作成」ボタンをクリックすると、以下の画面が表示されます。

製品の種類ごとにタブがわかれていますので、本システムに取り込みたい製品のタブを選択します。

製品の種類ごとにタブがわかれています。

詳しくは、「はじめに」をご覧ください。

① タブを選択

② e-Tax ソフトと連携したい製品を選択

③ データを選択

新規作成

会計製品とデータ | 確定申告製品とデータ

連携する製品とデータを選択してください。

会計製品の選択(A)

会計王〇〇

コンピュータ内にインストールされているソリマチ製品が表示されます。

データの選択(B)

※利用者識別番号が入力されているデータのみ表示されています。

名称	年度
☒ ソリマチ電気店	20XX年

上で選択した製品に登録されているデータで、かつ利用者識別番号が入力されているデータが表示されます。
※本年度データ以外のデータも表示されますので、ご注意ください。

全選択(F5) 全解除(F6)

設定(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

表示されているデータの一括選択や、一括選択解除をします。

④「設定」ボタンをクリック

⑤ 提出先税務署を一括で入力

提出先税務署の一括入力

電子申告を行うためには提出先税務署を入力する必要があります。
連携する製品のデータに提出先税務署が入力されていない場合は、ここで設定した提出先税務署を一括入力することができます。

☒ 提出先税務署を一括入力する(Y)

都道府県(D): 東京

提出先税務署(Q): 品川

※連携する製品のデータに提出先税務署が入力されている場合は上書きしません。

OK(F8) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

詳しくは、次ページをご覧ください。

データが取り込まれて「データ一覧」に表示されます。

データ一覧					新規作成(F2)	修正(F3)	削除(F4)	全選択(F5)	全解除(F6)
選択	利用者識別番号 氏名	会 計 製 品 利用開始年度	消税税申告 前年度税額	状態					
☒	1231-2312-3123-1231 反町 一郎	会計王〇〇(ソリマチ電気店 20XX年	3帳票出力	未					
☒	東京都品川区南五反田1丁目1-1		2帳票出力	未					

■ 提出先税務署の一括入力について

電子申告を行うには、必ず提出先税務署を入力する必要があります。
初めて「新規作成」画面にてデータを取り込んだ場合は、以下の画面が表示されます。

ここでは、取り込んだデータに対して一括で提出先税務署を設定することができます。

後で提出先税務署を設定したい場合は、「提出先税務署を一括入力する」をOFFにします。

設定した提出先税務署の情報は、「修正」画面(P. 23)に反映されます。

「都道府県」と「提出先税務署」を、
ドロップダウンリストから選択します。

※すでに提出先税務署が入力済みのデータを取り込んだ場合は、表示されません。

ポイント

- ・「未設定」は設定できません

「都道府県」や「提出先税務署」を「未設定」にすると、確認画面が表示され再度入力することを促されます。

必ずドロップダウンリストから選択してください。

- ・新規に取り込む場合のみ表示されます

この画面は、データを新規に取り込む場合のみ1度だけ表示されます。

取り込んだ後に提出先税務署を修正したい場合は、「修正」画面(P. 23)で行います。

■こんなときは

「製品の選択」に連携したい製品名が表示されない

本システムがインストールされているパソコンと、ソリマチ製品がインストールされているパソコンが同じかどうかを確認します。

同じパソコンにインストールされていない場合は、連携したいソリマチ製品がインストールされているパソコンに、本システムをインストールしてください。

※インストールされているソリマチ製品が本システムに対応しているかどうかもご確認ください。対応している製品は、「はじめに」をご覧ください。

「データの選択」にデータが表示されない

利用者識別番号が入力されているかを確認します。

ソリマチ製品にて利用者識別番号が入力されていないデータは、「データの選択」に表示されません。

各ソリマチ製品にて利用者識別番号を入力してから、データを取り込んでください。

会計王シリーズ／みんなの青色申告	[導入]-[事業所・消費税情報設定]
農業簿記 1 1	[初期]-[基本]-[基本情報設定]
みんなの確定申告	[導入]-[申告者設定]

データー一覧にデータが正常に表示されない

以下の 2 つの原因が考えられます。

◆会計製品で申告者情報を入力していない

会計製品データを取り込む場合、会計製品で入力された情報(以下の表を参照)を、本システムの申告者情報として自動的に取り込みます。

(確定申告製品では申告者設定から自動入力されます)

所得税の申告をする場合	青色申告決算書入力の「住所氏名等」タブ 収支内訳書入力の「住所氏名等」タブ
消費税の申告をする場合	消費税申告書作成の消費税申告設定の「納税地」タブ ※「代表者名または氏名」が入力されていないと、「申告・申請処理」時にエラーとなります。

このため、本システムデーター一覧に住所や氏名が表示されない場合は、会計製品の上記メニューで申告者情報がすべて入力されているかを確認します。

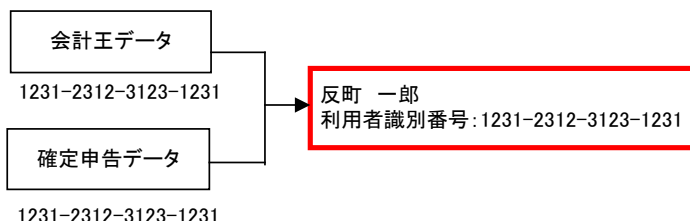
申告者情報が入力されていない場合

本システムのデーター一覧から間違いのあるデータを一度削除(P.14)し、ソリマチ製品側で住所などの情報を入力または修正してから、再度データの取り込み(「新規作成」(P.18))をします。

◆利用者識別番号を誤って入力している

本システムは、データを利用者識別番号で管理しています。

例えば、利用者識別番号が同じ会計王データとみんなの確定申告データは一つのデータとして管理されます。



個々のソリマチ製品で利用者識別番号を誤って入力すると、同じデータでも異なったデータとして認識されます。(以下の例参照)

データ一覧にデータが正しく表示されない場合は、正しい利用者識別番号が入力されているかどうかを確認してください。

利用者識別番号が誤って入力されている場合

データ一覧から間違いのあるデータを一度削除(P.14)し、ソリマチ製品側で正しい利用者識別番号を入力してから再度データの取り込み(「新規作成」(P.18))をします。

---利用者識別番号が誤って入力されている例---

①同一のデータが別々のデータとして取り込まれている

利用者識別番号 氏名 住 所	会 計 製 品 確定申告製品
1231-2312-3123-1231 反町 一郎 東京都品川区南五反田1丁目1-1	会計王〇〇 (ソリマチ電気店 20XX年)
1231-2312-3123-1232 反町 一郎 東京都品川区南五反田1丁目1-1	確定申告 RXX (反町 一郎)

同じ「反町一郎」のデータですが、
会計製品と確定申告製品のどちら
かで利用者識別番号が間違ってい
るため、別々のデータとして取り
込まれています。

正しい利用者識別番号を
入力すると…

利用者識別番号 氏名 住 所	会 計 製 品 確定申告製品
1231-2312-3123-1231 反町 一郎 東京都品川区南五反田1丁目1-1	会計王〇〇 (ソリマチ電気店 20XX年) 確定申告 RXX (反町 一郎)

②別々のデータが同一のデータとして取り込まれている

利用者識別番号	氏名	会 計 製 品
住 所	確定申告製品	
1231-2312-3123-1231	山田 太郎	会計王〇〇（ソリマチ電気店 20XX年
東京都品川区西五反田4丁目32-1ソリポートビル3階		確定申告 RXX（山田 太郎）

正しい利用者識別番号を
入力すると…

会計製品と確定申告製品で異なるデータですが、
どちらかで利用者識別番号が間違っているため、
同一のデータとして取り込まれています。

利用者識別番号	氏名	会 計 製 品
住 所	確定申告製品	
1231-2312-3123-1231	反町 一郎	会計王〇〇（ソリマチ電気店 20XX年
東京都品川区南五反田1丁目1-1		
3213-2132-1321-3213	山田 太郎	
東京都品川区西五反田4丁目32-1ソリポートビル3階	確定申告 RXX（山田 太郎）	

4. e-Tax 情報の確認と修正

「新規作成」画面でデータを取り込んだら、メイン画面で「修正」ボタンをクリックします。

以下の画面が表示されますので、利用者識別番号や申告者の情報(e-Tax 情報)の確認や修正、出力帳票の確認をします。

各画面の詳細については、次ページ以降をご覧ください。

① 情報の確認 (P. 24) ② 取り込みデータの確認 (P. 18) ③ 出力帳票の確認 (P. 25)

修正

e-Tax情報設定 | 会計製品とデータ | 確定申告製品とデータ | 出力帳票確認

e-Tax情報を設定してください。

利用者識別番号: 1231-2312-3123-1231

所得税の申告(1) | 消費税の申告(2)

申告者情報

フリガナ(E): ソリマチ イチロウ

氏名(N): 反町 一郎

住所(A): 東京都品川区南五反田1丁目1-1

電話番号(T): 03 - 1111 - 2222

提出先税務署

都道府県(P): 東京

提出先税務署(Q): 品川

設定(F12) | キャンセル(Esc) | ヘルプ(F1)

④ 「設定」ボタンをクリック

ポイント

法人番号または個人番号は本システムでは表示されません。

申告書に法人番号または個人番号が必要である場合、連携するソリマチ製品にこれらの番号が入力されていれば申告・申請等ファイルに自動的に出力します。

■e-Tax 情報を設定・確認する

修正

e-Tax情報設定

会計製品とデータ

確定申告製品とデータ

出力帳票確認

「e-Tax 情報設定」タブでは、申告者情報の確認や修正をします。

「提出先税務署」には、新規データの取り込みの際に設定した税務署(P.19)が表示されます。

※タブ内で入力した項目は、他のタブ内に反映されません(コピーされません)。

タブごとに入力してください。

所得税の申告(1)		消費税の申告(2)	
申告者情報			
フリガナ(E) :	ソリマチ イチロウ		
氏名(N) :	反町 一郎		
住所(A) :	東京都品川区南五反田1丁目1-1		
電話番号(D) :	03	- 1111	- 2222
提出先税務署			
都道府県(P) :	東京		
提出先税務署(Q) :	品川		



注 意

- ・本システムは、ソリマチ製品のデータを「新規作成」にて取り込んでいるのみで、データ同士の連動はしていません。
そのため、本システムにて申告者情報を修正してもソリマチ製品には反映されません。
本システムでの修正を反映させたい場合は、ソリマチ製品にて再度同じ修正を行ってください。

■出力帳票を確認する

「出力帳票確認」タブでは、出力する帳票を確認できます。

本システムに取り込んだデータから、どの帳票が出力されるのかを自動的に判断して表示されます。

帳票を最後にいつ出力したかを確認することもできます。

選択したデータで出力可能な帳票が表示されます。

※下記の「注意」も合わせてご覧ください。

帳票の最終出力日時が表示されます。

❗ 注 意

- ・「出力帳票」は、選択したデータのその時点での出力帳票を自動的に判断して表示します。このため、「申告処理」(P. 27)を行った後に表示される「処理結果」(P. 29)と帳票の内容が異なることがあります。

＜例＞「出力帳票」で帳票を確認した後に、データを変更した場合など最終的な「出力帳票」は、「処理結果」に表示される帳票です。

- ・消費税の申告区分が「原則課税」である会計製品のデータを取り込んだ場合、上記画面の「消費税申告の出力帳票」には以下の帳票が表示されますが、条件に合わなければ出力されません。

「消費税の還付申告に関する明細書(法人用)」 または 「消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)」	この帳票は還付申告の場合のみ必要なため、「消費税の申告」実行時に還付申告にならなければ出力されません。
「消費税及び地方消費税の申告書別表(特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書)」	この帳票は特定課税仕入れがあり課税売上割合95%未満の場合のみ必要なため、「消費税の申告」実行時に条件が合わなければ出力されません。

■こんなときは

取り込んだ e-Tax 情報をソリマチ製品側で修正した場合

本システムとソリマチ製品は、データ同士の連動はしていません。
取り込んだ e-Tax 情報は取り込んだ時点のもので、その後ソリマチ製品側で修正しても内容は自動的に更新されません。

The screenshot shows a web-based form titled "e-Tax 情報設定" (e-Tax Information Setting). The form is divided into several sections:

- Header:** e-Tax 情報設定 | 会計製品とデータ | 確定申告製品とデータ | 出力帳票確認
- Instruction:** e-Tax 情報を設定してください。
- User Identification:** 利用者識別番号: 1231-2312-3123-1231
- Tax Type Selection:** 所得税の申告(1) | 消費税の申告(2)
- Applicant Information (申告者情報):**
 - フリガナ(E): ソリマチイテロウ
 - 氏名(N): 反町 一郎
 - 住所(A): 東京都品川区南五反田1丁目1-1
 - 電話番号(T): 03 - 1111 - 2222
- Tax Office Selection (提出先税務署):**
 - 都道府県(P): 東京
 - 提出先税務署(Q): 品川

取り込んだ e-Tax 情報をソリマチ製品側で修正した場合は以下の手順をします。

- ❶ 取り込んだデータを、本システムから削除します。(P. 14)
- ❷ 本システムにて、データを再度取り込みます。(P. 18)

※e-Tax 情報以外のデータを修正した場合、上記❶❷の手順は不要です。

出力帳票を選択するには

「出力帳票」タブでは、出力する帳票の確認のみ行えます。(出力する帳票の選択はできません。)

出力したくない帳票がある場合は、e-Tax ソフトへ「申告・申請等ファイル」を組み込んだ後で削除してください。

取り込み後、消費税の申告区分を変更した場合

本システムに申告者を登録した後に、ソリマチ製品側で消費税の申告区分(簡易課税、原則課税)を切り替えると、消費税の申告処理に失敗することがあります。この場合は、上記❶❷の手順を行うことで正常に出力できるようになります。

5. 申告・申請処理

ここでは、申告・申請等ファイルを作成し、そのファイルを e-Tax ソフトへ組み込むまでの操作を説明します。

■ 申告・申請等ファイルを作成する

電子申告をするために、e-Tax ソフトへ組み込む申告・申請等ファイルを作成します。

- ① メイン画面の「データ一覧」で、申告したいデータを選択します。

選択	利用登録番号	氏名	登録製品	消費税申告	帳簿
☒	1231-2312-9123-1231	長町 一助	会計士〇〇(ソリマチ電気店 2020年)	2帳票出力	未
☐	東京都品川区南五反田1丁目1-1			2帳票出力	未

「選択」欄をクリックして「✓」をつけます。
「全選択」ボタンをクリックすると、一覧に表示されているすべてのデータに「✓」がつきます。

- ② 申告・申請したい処理のボタンをクリックします。

注 意

所得税の申告をする場合

確定申告製品が起動している場合は、終了してください。
起動したまま処理を行うと、正しく申告できない場合があります。

消費税の申告をする場合

ソリマチ製品で最後に処理をした消費税申告の条件で集計されます。
過去に一度も消費税申告をしたことがない場合は、申告・申請等ファイルが作成されません。

※「データ一覧」にて「消費税申告」が「帳票無し」の場合は、消費税の申告は行えません。

③ 以下の画面が表示されます。

申告・申請処理確認

選択されたデータに対する「令和〇〇年分の所得税の申告」を行います。

年分(B): 令和 〇〇

帳票の出力先(O): C:\Users\user\pc\Documents\Taxデータ

※このフォルダーへ出力されたファイルを国税庁のe-Taxソフトで取り込みます。
ファイル名の形式: 利用者識別番号_氏名_所得税_20xx0213.txt

出力先のフォルダーを指定します。

申告・申請処理を実行する(S)

☐ 青色申告決算書を出力する際に、10万円であっても償却対照表を出力する(D)

☒ 代理人(税理士)等の情報(D)

利用者識別番号(Y): 1591 5915 9159 1591

フリガナ(F): ダイリ サブロー

氏名(N): 代理 三郎

郵便番号(P): 940 - 1234

住所(A): 新潟県長岡市そり町1-1-1反町ビル5F

電話番号(T): 1234 - 1234 - 1231

申告者以外の方が代理送信をする場合のみ、
チェックボックスを ON(☑) にします。
代理人の利用者識別番号などの情報を入力
します。

出力されるファイル名は、利用者識別番号_氏名_処理名_出力日付.txt です。
e-Tax ソフトへ組み込む際の「ファイル名」(P. 31) ではこのファイルを指定します。
<例>1231231231231231_反町一郎_所得税_20xx0213.txt

④ 「申告・申請処理を実行する」ボタンをクリックします。

📖 ポイント

パスワード入力の画面が表示された場合

以下の画面が表示される場合があります。

マイナンバーのパスワード入力

マイナンバーに設定したパスワードを入力してください。

事業所名: ソリマチ電気店

パスワード(P): *

☐ パスワードを確認しながら入力する(M)

OK(F12) キャンセル(Esc)

ON にすると、入力したパスワード
がそのまま表示されます。

会計王シリーズで設定した個人番号(マイナンバー)のパスワードを入力してください([導入]-[事業所・消費税情報設定])。正しいパスワードを入力し「OK」ボタンをクリックすることで個人番号を含んだ申告・申請等ファイルが作成されます。

※「キャンセル」ボタンをクリックすると、個人番号を含まない申告・申請等ファイルを作成することができます。ただし、この場合は e-Tax ソフトで申告者の個人番号を入力してください(e-Tax ソフトのメニューの[作成]-[帳票一覧]-[基本情報変更])。

エラーメッセージが表示された場合

「帳票出力に失敗しました」というメッセージが表示される場合があります。「OK」ボタンをクリックして、本システムを修復インストール(以下参照)してください。

<修復インストールとは>

本システムをアンインストールする手順を操作すると、以下の画面が表示されます。

InstallShield Wizard

プログラムの修復
プログラムを変更、修復、および再インストールします。

☒ 修復(R)
上書きインストールを行ないます。このオプションでは、前回のセットアップでインストールした全ての機能を再インストールします。

☐ 再インストール(I)
コンピュータから みんなの電子申告(令和〇〇年分e-Tax連携オプション) を再インストールします。

「修復」を選択して「次へ」ボタンをクリックすると、
修復インストールが開始されます。

< 戻る(B) 次へ(N)> キャンセル

⑤ 「申告・申請処理終了」画面が表示されます。

※表示されるまで、しばらく時間がかかる場合があります。

申告・申請処理終了

処理結果を確認した後、出力した帳票ファイルを国税庁のe-Taxソフトで取り込んでください。

処理結果表示(L)

識別番号: 1231-2012-0123-1231 氏名: 反町 一郎
○: 青色申告決算書(一般用)
○: 青色申告決算書(不動産所得用)

処理が終了しました。2009年02月18日 11時36分28秒
出力処理件数: 1件
正當: 1件
エラー: 0件
出力帳票数(所得税): 2帳票

国稅庁のe-Taxソフトを起動する(S)

処理結果(ログファイル)をメモ帳で開く(O)

申告・申請処理の結果が表示されます。
処理結果を確認します。

処理結果を印刷する場合にクリックします。
メモ帳が開きますので、そこから印刷できます。

これで、申告・申請等ファイルが作成されました。

ポイント

処理結果にエラーメッセージが表示された場合

処理結果にエラーメッセージが表示されている場合は、「申告・申請処理終了」画面を閉じて、メッセージから原因を調べて修正します。

識別番号: 1231-2012-0123-1231 氏名: 反町 一郎
[エラー]提出先税務署都道府県名が入力されていません。
[エラー]提出先税務署が入力されていません。
○: 青色申告決算書(一般用)
○: 青色申告決算書(不動産所得用)

メイン画面の「修正」ボタン「修正」画面で都道府県名・提出先税務署を入力します。

※IT 部エラーが表示された場合について、詳しくは「■こんなときは」(P. 32)をご覧ください。

IT部
・経理責任者名: シリマチ★に口の「★」はe-Taxソフトで使用できない文字です。

⑥ 処理結果を確認したら、「国税庁の e-Tax ソフトを起動する」ボタンをクリックします。

⑦ 国税庁の e-Tax ソフトが起動します。

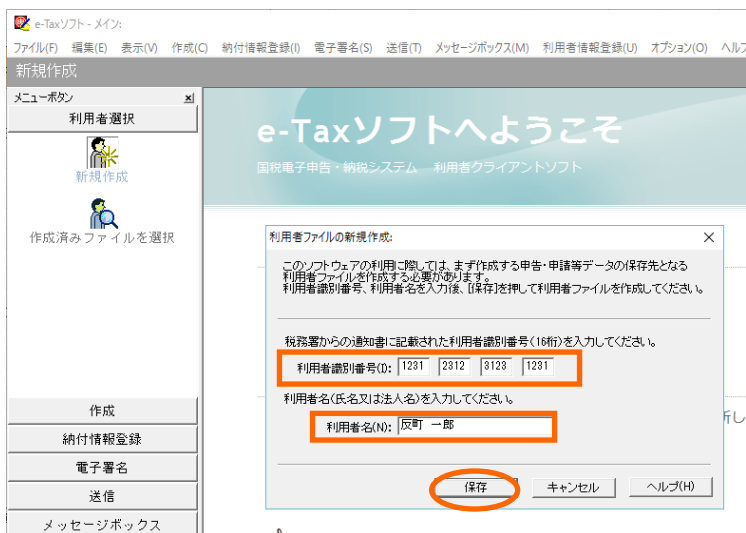
続いて国税庁 e-Tax ソフトに電子申告をするデータを組み込みます。
次ページをご覧ください。

■e-Tax ソフトにファイルを組み込む

本システムで作成した申告・申請等ファイルを、e-Tax ソフトに組み込みます。

※あらかじめ、パソコンに e-Tax ソフトをインストールしておきます。

- ① e-Tax ソフトを起動すると、利用者ファイルの新規作成画面が表示されます。利用者識別番号と利用者名を入力して、「保存」ボタンをクリックします。



- ② 以下の画面が表示されます。メニューボタンから「作成」-「申告・申請等」を選択して、「組み込み」ボタンをクリックします。



③ 以下の画面が表示されます。

本システムで作成された申告・申請等ファイル名を指定し、申告・申請等名を入力して「OK」ボタンをクリックします。

申告・申請等組み込みファイル選択・名称入力

組み込む申告・申請等ファイルを選択してください。

ファイル名(F): C:\Users\sori-pc\Documents\#e-taxデータ#1231231231231反町 一郎 所得税_20XX0213.txt 参照(W)...

組み込む申告・申請等に任意の名称を入力してください。
ここで入力した名称は、組み込み後に変更することができます。

申告・申請等名(S): XX年分確定申告 (例: XX年分確定申告)

OK キャンセル ヘルプ(H)

P. 28 で設定した出力場所と、出力されたファイル名を指定します。

帳票の出力先(O):

C:\Users\sori-pc\Documents\#e-taxデータ

※このフォルダーへ出力されたファイルを国税庁のe-Taxソフトで取り込みます。
ファイル名の形式: 利用者識別番号_氏名_所得税_20XX0213.txt

④ 「申告・申請等一覧」に、「反町一郎」の所得税電子申告データが組み込まれました。

申告・申請等一覧

新規で申告・申請等データを作成する場合は、「新規作成」をクリックしてください。
作成済みの申告・申請等データを作成または訂正する場合は、下の「一覧から選択」の上、「帳票一覧」をクリックしてください。

申告・申請等名称	税目	手続の種類	帳票数	氏名又は名称	提出先	付随	署名数	更新日時	バージョン
XX年分確定申告	所得税	申告	2	反町 一郎	長岡	組み込		20XX-02-28 17:16:19	XX.0.0

新規作成(N) 組み込み(M) 印刷(P) 削除(D)

※消費税の申告データを本システムより作成した場合は、②③の手順にて消費税電子申告データを e-Tax ソフトに組み込みます。

以上で、申告・申請等ファイルの e-Tax ソフトへの組み込みは完了しました。
この後は、e-Tax ソフトの処理手順に従って申告・申請等の確認と電子署名を行い、送信してください。

※e-Tax のご利用に当たっては、ご使用のパソコンに政府共用認証局(官職認証局)と政府共用認証局(アプリケーション認証局 2)のルート証明書・中間証明書をインストールする必要があります。

e-Tax ソフトおよびルート証明書は最新のものをご利用ください。

★ルート証明書について

ルート証明書とは、証明書の発行元(認証局)の正当性を証明する証明書のことです。

この証明書の発行元(認証局)を信頼の基点と呼びます。e-Tax では政府共用認証局(アプリケーション認証局 2)を信頼の基点としています。

ご利用者は e-Tax ソフト等を利用するに当たり、上記の認証局を信頼の基点とすることに同意した上で、各認証局のルート証明書をコンピューターにインストールする必要があります。ルート証明書の入手について詳しくは、国税庁 e-Tax のホームページをご覧ください。

■こんなときは

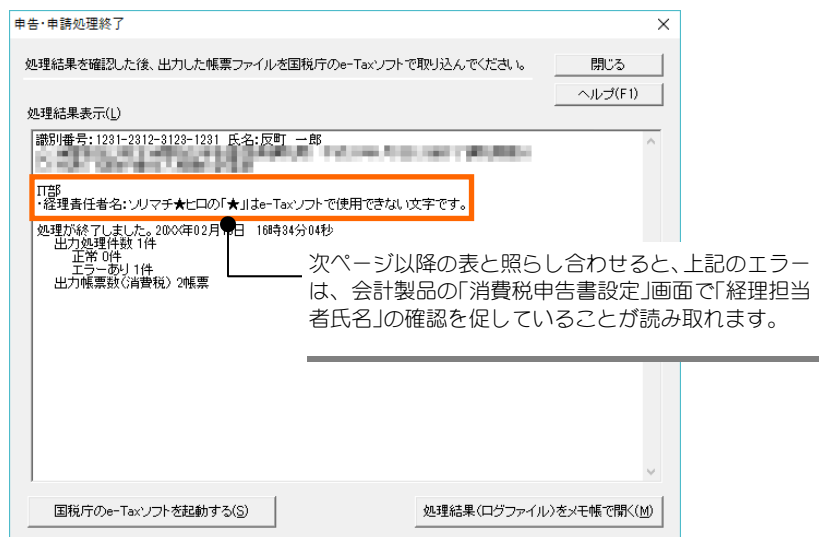
e-Tax ソフトで「個人番号欄の入力がされているか確認してください」のメッセージが表示された場合

国税庁の e-Tax ソフトでは申告書第二表「配偶者や親族に関する事項」の個人番号が未入力の場合に確認メッセージが表示されますが、当該欄の「調整」が○の方の個人番号は未入力のまま送信して問題ありません(税務署で受理されます)。

IT 部のエラーが表示された場合

IT 部は、国税庁の e-Tax ソフトの「申告・申請基本情報」で使用する項目です。IT 部の情報は、本システムで申告・申請処理を行ったタイミングで、各ソリマチ製品のデータからそのつど取得されます。

「申告・申請処理終了」画面で「IT 部」のエラーが表示された場合は、以下の表に従ってソリマチ製品の情報を確認してください。



※次ページでは e-Tax 情報にはない IT 部の項目について説明しています。

◆所得税の申告

※確定申告と会計王(農業簿記)の両方が同時に選択された場合は、確定申告のデータが優先して使用されます。

IT 部の項目名	元となる機能・画面	元となる項目
<確定申告製品から取得する項目>		
提出年月日	確定申告書Aまたは確定申告書B	提出年月日 (画面左上の入力項目)
納税者郵便番号上段	[申告者設定]	郵便番号
納税者郵便番号下段	"	郵便番号
納税者所在地屋号	"	屋号・雅号
職業	"	職業
性別	"	性別
世帯主氏名	"	世帯主名
世帯主との続柄	"	世帯主との続柄
生年月日	"	生年月日
還付先金融機関・金融機関名	確定申告書Aまたは確定申告書Bの「還付される税金の受取場所」	金融機関名
還付先金融機関・金融機関区分	"	金融機関区分
還付先金融機関・支店名	"	支店名
還付先金融機関・本支店区分	"	本支店区分
還付先金融機関・預金種類	"	預金種類
還付先金融機関・口座番号	"	口座番号・記号番号
還付先金融機関・郵便局名	"	郵便局名
還付先金融機関・貯金記号番号 1	"	口座番号・記号番号
還付先金融機関・貯金記号番号 2	"	口座番号・記号番号
<会計製品から取得する項目>		
	【会計王シリーズ／みんなの青色申告】 青色申告の場合→「青色申告入力」 白色申告の場合→「収支内訳入力」	優先度： ①一般②不動産
	【農業簿記】 青色申告の場合→「青色申告決算書入力」 白色申告の場合→「収支内訳書入力」	優先度： ①一般②農業③不動産
提出年月日	「住所氏名等」タブ	提出日
納税者所在地屋号	"	屋号
職業	"	業種名

◆消費税の申告

IT 部の項目名	元となる機能・画面	元となる項目
提出年月日	「消費税申告書設定」画面の「基本」タブ	申告書提出日
代表者名又は氏名	「消費税申告書設定」画面の「納税地等」タブ	代表者名又は氏名
経理責任者名	〃	経理担当者氏名
課税期間(自)	「消費税申告書設定」画面の「基本」タブ	課税期間(自)
課税期間(至)	〃	課税期間(至)
還付先金融機関・金融機関名	「消費税申告書設定」画面の「金融機関」タブ	金融機関名
還付先金融機関・金融機関区分	〃	金融機関種類
還付先金融機関・支店名	〃	本支店名
還付先金融機関・本支店区分	〃	本支店種類
還付先金融機関・預金種類	〃	預金種類
還付先金融機関・口座番号	〃	口座番号
還付先金融機関・郵便局名	〃	郵便局名
還付先金融機関・貯金記号番号 1	〃	貯金記号番号 1
還付先金融機関・貯金記号番号 2	〃	貯金記号番号 2

注 意

・個人の消費税申告を行った場合に表示される IT 部エラーについて

IT 部の項目名と、元となる項目名が異なります。以下の項目をご確認ください。

IT 部の項目名	元となる機能・画面	元となる項目
納税者所在地屋号読み	本システムの「修正」画面の「e-Tax 情報設定」	フリガナ
納税者所在地屋号	〃	氏名
納税者所在地	〃	住所

みんなの電子申告〈令和 2 年分 e-Tax 連携オプション〉 操作マニュアル

発行・製作 ソリマチ株式会社

2021 年 2 月 初版発行

- ・本書の内容は、予告なしに変更することがあります。
- ・本書の一部または全部を無断で転記しないでください。